

令和3年11月2日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第3回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 88 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 7 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 89 号 工事請負契約の締結について
－ 議案書 2 ページ－
- 議案第 90 号 和解及び損害賠償の額の決定について
－ 議案書 4 ページ－
- 議案第 91 号 副市長の選任につき同意を求めることについて
－ 議案書 6 ページ－
- 報告第 23 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に
関する条例の一部を改正する条例）
－ 議案書 7 ページ－
- 報告第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改
正する条例）
－ 議案書 10 ページ－

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年杵築市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 工事の目的 R3道メンテ 道新工第2号 市駅錦江橋線
道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 174,900,000円
- 4 工期 契約締結日の翌日から300日間
- 5 契約の相手方 杵築市山香町大字小武420番地1
株式会社 ユーロード
代表取締役 佐々木 侑子

議案第 90 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

報告第 2 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年10月21日

杵築市長 永 松 悟

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年10月22日」を「令和7年10月22日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、専決処分する。

令和3年10月21日

杵築市長 永 松 悟

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和3年10月22日」を「令和4年3月3
1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

